

配合飼料供給安定協議会規約一部変更・新旧対照表

(下線部分は変更部分)

変 更 後	現 行
第 1 条～第 7 条 [略] (役員の職務及び権限) 第 8 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規約で定めるところにより職務を執行する。 2 ～ 3 [略] 4 業務執行理事は、会長を補佐し、会務を総理し、会長に事故があるときはその職務を<u>代行</u>する。 5 [略] 第 9 条～第 11 条 [略] (専門委員会) 第 12 条 会長は、協議会に専門委員で構成する専門委員会を置くことができる。	第 1 条～第 7 条 [略] (役員の職務及び権限) 第 8 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規約で定めるところにより職務を執行する。 2 ～ 3 [略] 4 業務執行理事は、会長を補佐し、会務を総理し、会長に事故があるときはその職務を<u>代理</u>する。 5 [略] 第 9 条～第 11 条 [略] (専門委員会) 第 12 条 会長は、協議会に専門委員で構成する専門委員会を置くことができる。

変 更 後	現 行
2 [略] 3 専門委員が次の各号に該当するに至ったときは、会長がその専門委員を解任することができる。 (1) [略] (2) 職務上の義務違反、<u>その他委員たるにふさわしくない非行があったとき</u> 4 専門委員は、無報酬とする。ただし、交通費については、<u>別に定める支給基準により支払うことができる。</u> (ブロック<u>区分及びブロック会議</u>) 第13条 会長は、本部を東京都に置くとともに、全国を「北海道」、「東北」、「関東（新潟を含む。）」、「<u>関西・中部</u>」、「<u>中国・四国</u>」、「<u>九州・沖縄</u>」の<u>6</u>ブロックに区分し、各ブロックをさらに港湾ごとのグループとし、課題等の検討を行うものとする。 第14条 [略] (権限) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。 (1) <u>役員の選任又は解任</u> (2) ～ (3) [略]	2 [略] 3 専門委員が次の各号に該当するに至ったときは、会長がその専門委員を解任することができる。 (1) [略] (2) 職務上の義務違反<u>及び</u><u>その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき</u> 4 専門委員は、無報酬とする。ただし、交通費については、<u>支給基準で実費を受けることができる。</u> (ブロック<u>委員会</u>) 第13条 会長は、本部を東京都に置くとともに、全国を「北海道」、「東北」、「関東（新潟を含む。）」、「<u>関西・中部</u>」、「<u>中・四国</u>」、「<u>北九州</u>」及び「<u>南九州・沖縄</u>」の<u>7</u>ブロックに区分し、各ブロックにおいて委員会を設置することができる。 第14条 [略] (権限) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。 (1) <u>役員の選任</u> (2) ～ (3) [略]

変 更 後	現 行
(4) その他協議会の運営に関する重要な事項 (開催) 第 16 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。 [削除] 2 定時総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時総会は必要がある場合に招集する。 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 (1) ～ (3) [略] (招集) 第 17 条 総会は、会長が招集する。 2 [略] 3 前条第 3 項第 1 号の規定により請求があったとき、会長はその請求があった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。 (議長) 第 18 条 総会の議長は、出席した役員又は当該総会において出席した会員の中から選出する。 第 19 条～第 20 条 [略]	(4) その他協議会の運営に関する重要な事項 (種別等) 第 16 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。 2 総会の議長は、出席した役員又は総会において出席会員のうちから選出する。 3 定時総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時総会は必要がある場合に招集する。 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 (1) ～ (3) [略] (招集) 第 17 条 総会は、会長が招集する。 2 [略] 3 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があったとき、会長はその請求があった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。 (議長) 第 18 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。 第 19 条～第 20 条 [略]

変 更 後	現 行
(決議) 第 21 条 総会の<u>決議</u>は、第 <u>22</u> 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 [略] 第 22 条 [略] (議事録) 第 23 条 総会の議事については、議事録を作成する。 2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) ～ (5) [略] (<u>6</u>) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u> 3 [略] 第 24 条～第 25 条 [略] (招集等) 第 26 条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。 2 ～ 4 [略]	(決議) 第 21 条 総会の<u>議事</u>は、第 <u>21</u> 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 [略] 第 22 条 [略] (議事録) 第 23 条 総会の議事については、議事録を作成する。 2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) ～ (5) [略] 3 [略] 第 24 条～第 25 条 [略] (招集等) 第 26 条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。 2 ～ 4 [略]

変 更 後	現 行
5 会長は、前2項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする<u>招集通知をする</u>ものとする。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事は理事会を招集することができる。 第27条～第29条 [略] (全国会議) 第30条 <u>全国会議は、上期、下期の2回開催し、各ブロック代表から課題等を報告し検討することとする。なお構成は、ブロック代表、本社関係者、専門委員及び事務局とする。</u> 第31条～第33条 [略] (趣旨) 第34条 <u>協議会</u>の公印の取扱いは、この規程の定めるところによる。 第35条～第39条 [略] (保管) 第40条 公印は、公印管理責任者が保管し、特別の事情がある場合を	5 会長は、前2項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とするものとする。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事は理事会を招集することができる。 第27条～第29条 [略] 第30条～第32条 [略] (趣旨) 第33条 <u>配合飼料供給安定協議会（以下「協議会」という。）</u>の公印の取扱いは、この規程の定めるところによる。 第34条～第38条 [略] (保管) 第39条 公印は、公印管理責任者が保管し、特別の事情がある場合を

変 更 後	現 行
除き、他に持ち出してはならない。 2 公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が<u>使用</u>されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠のうえ、厳重に保管しなければならない (押印) 第 41 条 公印の押印は、原則として、公印管理責任者が行うものとする。 2 公印管理責任者が出張し、若しくは休暇その他事故により不在のとき、又は機密を要する文書<u>への押印</u>等特別の事情がある場合に限り、会長の指名する者が行うものとする。 第 42 条～第 49 条 [略]	除き、他に持ち出してはならない。 2 公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が<u>試用</u>されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠のうえ、厳重に保管しなければならない (押印) 第 40 条 公印の押印は、原則として、公印管理責任者が行うものとする。 2 公印管理責任者が、<u>出張</u>し、若しくは休暇その他事故により不在のとき、又は機密を要する文書<u>に押す</u>等特別の事情がある場合は、<u>押印はその事項</u>に限り、会長の指名する者が行うものとする。 第 41 条～第 48 条 [略]

附 則

この規約の変更は、協議会の総会の議決の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。